

有料老人ホームの概要について

1. 定義

- 高齢者を入居させ、①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のうち、いずれかのサービスを提供している施設

2. 行政の関与

- 老人福祉法第29条第1項に基づいて、設置者は、設置の事前に各都道府県知事あて届出を行わなければならない。
- 有料老人ホームに対する指導・監督は、都道府県の自治事務とされており、国が示す「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」または各都道府県が地域の状況に応じて策定する指導指針に基づく行政指導が基本となる。

3. 設置主体

株式会社、社会福祉法人、公社等、設置主体は問わない。

4. 有料老人ホームの提供する介護サービス

- 介護保険制度において「特定施設入居者生活介護」(※)として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受けなければならない。

(※)施設内の介護職員等により行われる入浴、排泄、食事等の介護のサービスが付いた高齢者向け居住施設。

5. 有料老人ホーム数の推移

	元年	5年	10年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
施設数	155	246	288	662	980	1,418	2,104	2,846	3,569	4,373
入居定員	15,742	25,463	30,792	55,448	72,666	95,454	124,610	155,612	183,295	208,827

- (注) 1. 平成元年、平成5年は社会福祉施設等調査(10月1日現在)
 2. 平成10年以降は厚生労働省(旧厚生省)調べ(平成10年は4月1日現在/その他は7月1日現在。施設数は届出数。)